

令和2年3月6日

業 者 各 位

愛知学院大学歯学部附属病院
病院長 福田 理**作業等を伴う入館制限について（依頼）**

標記の件につきまして、新型コロナウイルス感染拡大防止を目的とした令和2年2月28日付け文書「物品の納品方法の変更について（依頼）」の注意事項(3)において、「現場での取り付けが必要な備品・用品等といった講座等へ直接納品が必要な場合は、事前に歯学部事務室または病院事務室までご連絡ください。」と通知しているところではございますが、物品の納品に限らず、物品の修理や保守点検、確認作業、打合せ等を理由に診療室等へ直接出入りされる場合は、下記のとおりご対応ください。

ご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。

記

- ① 診療室等で作業する前に、必ず病院事務室へ立ち寄ってください。
- ② 物品の修理や保守点検の場合、従来は作業完了後に各部署へ持参していた請求書（4枚複写の指定伝票A）については、一旦、病院事務室にお渡しください。（後日、押印した業者控えを事務室よりお返しします。）
- ③ 診療室等で発生した修理依頼品を病院事務室から渡す場合がありますので、事務室まで受け取りに来てください。（その場合、事前に診療室等から連絡があります。）

以 上